

鳥取県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

3・4・1号牧谷新井線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

追加する部分

岩美郡岩美町大字陸上、大字小羽尾、大字牧谷、大字浦富及び大字本庄

(2) 岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線

変更する部分

岩美郡岩美町大字牧谷、大字浦富及び大字新井